

那珂市広告掲載取扱要項

平成19年3月20日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この要項は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の広報紙、封筒、ポスター、パンフレット等の印刷物
- (2) 市公式ホームページ
- (3) 市の土地、建物、自動車等の財産
- (4) その他広告媒体として活用できる市の資産で市長が認めるもの

(掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者については、広告媒体に広告を掲載することができない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 市税その他公租公課に滞納がある者
- (3) 本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中の事業者
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (7) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (8) 賭博・ギャンブルに係る業種又は事業者
- (9) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認める者

(掲載広告の要件)

第4条 広告媒体に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治活動又は宗教活動に係る広告
- (2) 個人の宣伝に係る広告
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある広告
- (4) 詐欺その他正当な取引と認められない広告
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関する広告

(6) 青少年保護及び健全育成並びに消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でない広告

(7) その他掲載する広告として市長が適当でないと認めたもの

(広告の位置、規格及び掲載料)

第5条 広告の位置、規格及び掲載料は、別表に掲げるとおりとする。

(申込者の資格)

第6条 広告掲載の申込みができる者は、市内又は近隣市町村に住所又は事業所若しくは店舗等を有する者とする。

(広告掲載の募集)

第7条 広告掲載の募集は、公募とする。

2 市長は、広告掲載の募集を行うに当たり、前条に規定する広告掲載の申込みができる者になり得る者に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(掲載の申込み)

第8条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、那珂市広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、速やかに那珂市広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を開催し、広告掲載の可否を決定し、那珂市広告掲載決定通知書（様式第2号）又は那珂市広告不掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

3 市長は、前項の広告掲載の決定をするときは、広告掲載に係る広告の内容、デザイン等について指示し、又は広告掲載に必要な条件を付することができる。

(広告掲載の優先順位)

第9条 申込者であって、かつ、審査会において広告を掲載することが適当とされたものの数が、募集した広告掲載の枠数を超えるときは、市内に住所又は事業所若しくは店舗等を有する者を優先する。

2 前項の規定を適用してもなお決しないものについては、抽選により決定する。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「掲載者」という。）は、市長の指定する期日までに、市長の指定する方法で、広告掲載料を一括納入しなければならない。

(掲載者の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、掲載者が負うものとする。

2 広告の作成、掲載及び撤去に要する経費は、掲載者の負担とする。

(掲載者の義務)

第12条 掲載者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の内容等に欠陥、虚偽、誤記等がないこと。

(2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

(3) 広告に関連する著作権その他の財産等について、その権利処理が完了していること。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、又は市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載の変更又は取下げ)

第14条 掲載者は、次の各号のいずれかに該当するときは、那珂市広告掲載変更(取下げ)届(様式第4号)により、速やかに市長に届けなければならない。ただし、既納の広告掲載料は、還付しない。

(1) 掲載の規格、期間を変更する場合

(2) 広告掲載を取り下げる場合

(広告掲載料の還付)

第15条 市長は、広告掲載が決定した後に掲載者の責めに帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、既納の広告掲載料を還付するものとする。この場合において、還付する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の総額とする。

(審査会)

第16条 広告媒体に掲載する広告についての適正な運営を図るため、審査会を総務部総務課行財政改革推進室に置く。

2 審査会は、広告の選定について審議する。

3 審査会は、秘書広聴課長、政策企画課長、総務課長、財政課長及び総務課長が指名する者で組織する。

(審査結果の報告)

第17条 審査会は、審査の結果を市長に報告するものとする。

(取扱事務の所管)

第18条 審査会の庶務を除き、この要項に定める一切の事務は、当該広告掲載に関する広告媒体ごとに、その所管する部署が処理するものとする。

(委任)

第19条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第41号)

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第121号)

この要項は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第48号)

この要項は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年告示第2号)

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第64号)

この要項は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年告示第36号)

この要項は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第27号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第99号)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年告示第67号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和5年告示第17号)

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和8年告示第98号)

この要項は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

広告の位置、規格及び掲載料

種類	位置	規格	掲載料
広報なか	市長が指定する ページの下面	半枠（4.5cm×8.8cm）	1回 10,000円／ 1枠
		全枠（4.5cm×17.9cm）	1回 20,000円／ 1枠
	最終ページの下面	全枠（4.5cm×17.9cm）	1回 30,000円／ 1枠
市公式ホームページ	トップページ	60ピクセル×150ピクセル	1月 10,000円／ 1枠
公用車	車体後部座席ドア両側面	縦350mm×横500mm以内（四隅のいずれかに縦40mm×横200mm以上の大きさで、「那珂市広告」と表示）	1月 3,000円／1台
那珂総合公園野球場	内・外野フェールラバーフェンス	1.0m×8.0m	1月 4,000円／1枠
	外野フェンス	0.9m×8.0m	1月 4,000円／1枠